

変更後	変更前
安曇野市土地利用基本計画 <u>令和 8 年 4 月</u> (目次等のページは掲載省略)	安曇野市土地利用基本計画 <u>令和 5 年 1 月</u> (目次等のページは掲載省略)

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
はじめに 1 計画の目的 (略) 2 計画対象範囲 (略) 3 計画の変更 本計画は、条例第11条第1項に定めるとおり、都市計画法（昭和43年法律第100号。<u>以下「法」という。</u>）第6条第1項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、土地利用に関する現況及び推移を勘案して、変更する必要があるときは、速やかに変更するものとする。	はじめに 1 計画の目的 (略) 2 計画対象範囲 (略) 3 計画の変更 本計画は、条例第 11 条第 1 項に定めるとおり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、土地利用に関する現況及び推移を勘案して、変更する必要があるときは、速やかに変更するものとする。
用語の定義 本計画において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。<u>また、その他本計画で使用する用語は、条例及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成 22 年安曇野市規則第 36 号）並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び法</u>において使用する用語の例による。 1 建築等開発事業 <u>次のいずれかに該当する開発事業をいう。</u> (1) <u>法第 4 条第 12 号の開発行為を行う開発事業</u> (2) <u>建築物等を建築し、又は建設する開発事業</u> 2 準用途地域 条例附則第 5 条に基づいて定める<u>法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域</u>に準じた地域をいう。 3 道路 <u>建築基準法第 42 条の規定による既存の道路をいう。</u> 4 農家住宅 農家（農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する農家であって、市内の農地を所有する者）が、自己の居住の用に供するための住宅をいう。 5 分家住宅	注釈 用語の定義等 本計画で注釈のある用語の定義は、次の各項に定めるところによる。その他本計画で使用する用語は、条例、<u>安曇野市景観条例（平成 22 年安曇野市条例第 29 号）、都市計画法、建築基準法及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）</u>において使用する用語の例による。 1 準用途地域 条例附則第 5 条に基づいて定める<u>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域（用途地域）</u>に準じた地域。 2 農家住宅 農家（農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する農家であって、市内の農地を所有する者）が、自己の居住の用に供するための住宅。 3 分家住宅

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
次の要件(1)、(2)をすべて満たしているもの又は(3)に該当するもの<u>をいう</u>。 (1) 条例の施行日前から引き続き市内に生活の本拠を有する世帯の構成員（以下「生活の本拠を有する者」という。）の親族（2親等内の血族に限る。）が自己の居住用に供するため、新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発事業であること。 (2) 当該建築物を建築する土地が、生活の本拠を有する者が条例の施行日前から所有（借地権等を含む。）する土地（条例の施行日以後に相続又は贈与によりその地位を承継した土地を含む。）であること。 (3) <u>上記</u>(1)、(2)の各要件を踏まえて、分家住宅に相当すると認められるもの。 <u>6 併用住宅</u> <u>戸建住宅のうち業務の用に供する部分を兼ねるものであって、兼用住宅以外のものをいう。</u>	次の要件（1）、（2）をすべて満たしているもの又は(3)に該当するもの。 (1) 条例の施行日前から引き続き市内に生活の本拠を有する世帯の構成員（以下、「生活の本拠を有する者」という。）の親族（2親等内の血族に限る。）が自己の居住用に供するため、新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発事業であること。 (2) 当該建築物を建築する土地が、生活の本拠を有する者が条例の施行日前から所有（借地権等を含む。）する土地（条例の施行日以後に相続又は贈与によりその地位を承継した土地を含む。）であること。 (3) (1)、(2)の各要件を踏まえて、分家住宅に相当すると認められるもの。 <u>4 各種学校・塾等</u> <u>地域住民等を対象とする教育的施設であること。</u> <u>5 幼稚園、小学校及び中学校</u> <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定されているもの。</u> <u>6-1 保育所等</u> <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に基づく保育所、同法第6条の3第7項に規定されている認定こども園、同条第9項から第12項に規定されている事業を目的とする施設及び同法第59条の2に基づく届出により設置する施設。</u> <u>6-2 児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設</u> <u>児童福祉法第40条に規定されている施設及び同法第6条の3第2に規定されている事業を目的とする施設に規定されているもの。</u> <u>7 診療所</u> <u>医療法(昭和23年法律第205号)に規定されているもの。</u> <u>8 老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設</u> <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定されているもの。</u> <u>9-1 地区集会所等</u> <u>地区集会所、公民館等で準公益的な施設。</u> <u>9-2 障害福祉サービス等に供する施設</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
7 基本集落 <u>田園環境区域のうち、平成 22 年 4 月 1 日時点の土地利用において、宅地が互いに連続し合い、概ね 10 戸以上集まっている範囲をいう。</u>なお、<u>本項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める内容に照らして判断するものとする。</u> (1) 1 戸	<u>次の各号に掲げる施設をいう。</u> (1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 1 項に規定されている障害福祉サービス（同条第 6 項に規定されている療養介護、同条第 10 項に規定されている施設入所支援を除く。）を行う事業に供する施設</u> (2) <u>障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定されている相談支援を行う事業に供する施設</u> (3) <u>障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定されている移動支援事業に供する施設</u> (4) <u>障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定されている地域活動支援センター</u> (5) <u>児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定されている障害児通所支援事業に供する施設</u> (6) <u>児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定されている障害児相談支援事業に供する施設</u> 9-3 <u>地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> <u>次の各号に掲げる施設をいう。</u> (1) <u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 14 項に規定されている地域密着型サービス事業（同条第 22 項に規定されている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。）に供する施設</u> (2) <u>介護保険法第 8 条の 2 第 12 項に規定されている地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> (3) <u>安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年安曇野市告示第 151 号)第 4 条（1）イ（イ）に規定されている通所型サービス A を行う事業に供する施設</u> 10 基本集落等 <u>「基本集落」とは、平成 22 年 4 月 1 日時点の土地利用において、宅地が互いに連続し合い、概ね 10 戸以上集まっている範囲で、「基本集落等」には、基本集落の他、拠点市街区域、準拠点市街区域又は田園居住区域が含まれる。</u> <u>なお、基本集落の定義の中で、次の各号に掲げる事項については当該各号の規定に即して解釈する。</u> (1) 1 戸

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
ア 1世帯（事業者）の所有する住宅その他これに類する建物が立地する敷地のまとまり（センゼ畑（自家用菜園）など当該住宅に付属する概ね1,000㎡以下の土地を含み、かつ産業集積地を除く。）をいう。 イ 1戸が一定規模以上の敷地面積になる場合は、当該基本集落全体の敷地面積を勘案して、部分的に基本集落から除外するものとする。 (2) 連続 ア 1戸の範囲の境界を隣同士が共有する部分を有する場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 イ 宅地が斜向かいの場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 ウ 高速自動車国道等の高規格幹線道路、4車線規格の道路、鉄道、一定の幅員以上の河川などが宅地間を分断する場合は、連続性がないものとする。 8 基本集落等 <u>拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域及び基本集落をいう。</u> 9 3辺接続 (1) <u>敷地が矩形の場合にあつては、次の要件の全てを満たしていることをいう。</u> ア <u>当該敷地の外周4辺のうち3辺以上が基本集落等又は道路に接している^{※1}こと。</u> イ <u>当該敷地の外周の接している辺のうち2辺以上が基本集落等に接している^{※2}こと。</u> ウ <u>建築基準法第43条の規定に適合していること。</u> (2) <u>敷地が矩形でない場合にあつては、次の要件の全てを満たしていることをいう。</u> ア <u>当該敷地の外周全長の概ね3/4以上が基本集落等及び道路に接していること。</u> イ <u>当該敷地の外周全長の概ね5割以上が基本集落等に接していること。</u> ウ <u>建築基準法第43条の規定に適合していること。</u> <u>※1 1辺の長さの8割以上が基本集落等又は道路に接している場合、当該辺は接しているものとして扱う。</u> <u>※2 1辺の長さの8割以上が基本集落等に接している場合、当該辺は基本集落等に接しているものとして扱う。</u>	ア 1世帯（事業者）の所有する住宅その他これに類する建物が立地する敷地のまとまり（センゼ畑（自家用菜園）など当該住宅に付属する概ね1,000㎡以下の土地を含み、かつ産業集積地を除く。）をいう。 イ 1戸が一定規模以上の大きさになる場合は、当該基本集落全体の大きさを勘案して、部分的に基本集落から除外するものとする。 (2) 宅地の連続性 ア 1戸の範囲の境界を隣同士が共有する部分を有する場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 イ 宅地が斜向かいの場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 ウ 高速自動車国道等の高規格幹線道路、4車線規格の道路、鉄道、一定の幅員以上の河川などが宅地間を分断する場合は、連続性がないものとする。 11 道路 <u>建築基準法第42条の規定による既存の道路。</u> 12 接続 <u>敷地が矩形の場合、当該敷地の外周4辺のうち3辺以上が基本集落等又は道路（前項に規定する道路をいう。以下本項において同じ。）に接し（1辺のうち、その辺の長さの8割以上が接している場合は、1辺が接しているものとみなす。以下本文において同じ。）、かつ、その接している辺のうち2辺以上が基本集落等に接し、かつ、建築基準法第43条の規定に適合していることをいう。</u> <u>敷地が矩形でない場合は、当該敷地の外周全長の概ね3/4以上が基本集落等及び道路に接し、かつ、当該敷地の外周全長の概ね5割以上が基本集落等に接し、かつ、建築基準法第43条の規定に適合していること。</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
10 産業集積地 次の各号に掲げる産業団地、工場団地又は工業団地をいう。 (1) 青木花見・島新田産業団地※ (2) 明科工場団地 (3) 烏川工業団地 (4) 三田工業団地 (5) あづみ野産業団地※ (6) 黒沢工業団地 ※ 当該団地に係る土地と一体で長野県が建築基準法第 52 条第 1 項第 8 号の規定により 10 分の 20 の容積率を定めた土地を含む。 11 既存工場敷地 <u>平成 23 年 4 月 1 日時点で、工場、事業所等の用に供されていた土地をいう。</u>	13 産業集積地 次の各号に掲げる産業団地、工場団地又は工業団地<u>並びに区域</u>をいう。 (1) 青木花見・島新田産業団地 (2) 明科工場団地 (3) 烏川工業団地 (4) 三田工業団地 (5) あづみ野産業団地（<u>北地区及び周辺土地（※1）を含む</u>） (6) 黒沢工業団地 ※1 あづみ野産業団地に隣接する土地のうち、工業系用途の施設が集積した<u>区域として、長野県が建築基準法第 52 条第 1 項第 8 号に基づき容積率を 200%に定めた区域。</u> 14 博物館 <u>博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に規定されているもの。</u> 15 宿泊施設 <u>旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定されている営業を行う施設。</u>
I 市の土地利用の基本となる方針 条例第 8 条第 1 項第 1 号<u>による</u>市の土地利用の基本となる方針は、<u>まちづくりの目標像</u>として条例前文に掲げる「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を踏まえ、<u>次のとおりとする</u>。 (略)	I 市の土地利用の基本となる方針 条例第 8 条第 1 項第 1 号<u>に定める</u>市の土地利用の基本となる方針は、<u>目標像</u>として条例前文に掲げる「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を踏まえ、<u>次のとおり定める（順不同）</u>。 (略)
II 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域 条例第 8 条第 1 項第 2 号<u>による</u>適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域（以下「基本区域」という。）は<u>次のとおりとする</u>。なお、<u>各基本区域の範囲は、条例第 8 条第 2 項により次章に示す</u>。	II 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域 条例第 8 条第 1 項第 2 号<u>に定める</u>適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域（以下「基本区域」という。）は、<u>条例第 9 条第 1 項各号に基づき、次のとおりとする</u>。なお、<u>当該各区域の範囲は、次項に示す</u>。

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後					変更前				
基本区域総括表					基本区域総括表				
基本区域	地 区	面積(ha)	指定・変更年月日	備 考	基本区域	地 区	面積(ha)	指定・変更年月日	備 考
拠点市街区域	豊科拠点地区	332.5	2011年4月1日	<u>用途地域</u>	拠点市街区域	豊科拠点地区	332.5	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されている。</u>
	穂高拠点地区	293.0	2011年4月1日	<u>用途地域</u>		穂高拠点地区	293.0	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されている。</u>
	三郷拠点地区	141.0	2011年4月1日	<u>準用途地域</u>		三郷拠点地区	141.0	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されていない。</u>
	堀金拠点地区	54.5	2011年4月1日	<u>準用途地域</u>		堀金拠点地区	54.5	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されていない。</u>
	明科拠点地区	<u>88.8</u>	2011年4月1日 <u>2025年4月1日面積変更</u>	<u>準用途地域</u>		明科拠点地区	<u>88.0</u>	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されていない。</u>
準拠点市街区域	田沢・光地区	55.2	2011年4月1日	<u>用途地域</u>	準拠点市街区域	田沢・光地区	55.2	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されている。</u>
	安曇野 I.C. 地区	58.7	2011年4月1日 2016年7月1日地区名変更	<u>用途地域</u>		安曇野 I.C. 地区	58.7	2011年4月1日 2016年7月1日地区名変更	<u>用途地域が指定されている。</u>
	たつみ原地区	52.6	2011年4月1日	<u>用途地域</u>		たつみ原地区	52.6	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されている。</u>
	穂高烏川地区	17.0	2011年4月1日	<u>用途地域</u>		穂高烏川地区	17.0	2011年4月1日	<u>用途地域が指定されている。</u>
田園居住区域	柏原地区	38.2	2011年4月1日		田園居住区域	柏原地区	38.2	2011年4月1日	
	下堀地区	70.4	2011年4月1日			下堀地区	70.4	2011年4月1日	
	中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45.4	2011年4月1日			中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45.4	2011年4月1日	

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後					変更前				
	上長尾・下長尾・二木地区	61.5	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更			上長尾・下長尾・二木地区	61.5	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更	
田園環境区域		<u>11,085.1</u>	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更 <u>2025年4月1日面積変更</u>		田園環境区域		<u>11,085.9</u>	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更	
山麓保養区域		1,331.0	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更		山麓保養区域		1,331.0	2011年4月1日 2016年7月1日面積変更	
森林環境区域		19,453.1	2011年4月1日		森林環境区域		19,453.1	2011年4月1日	
合計（行政区域）		33,178.0			合計（行政区域）		33,178.0		
（略）					（略）				
Ⅲ 各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準 <u>条例第8条第1項各号による各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準は、条例第9条第2項各号に掲げる各基本区域の土地利用の方針及び目指すべき方向を踏まえ、次の各項に定めるとおりとする。</u> 市内で行う開発事業は、<u>原則として、次の各項に掲げる区域に応じ、当該各項に定める基準に適合するものでなければならない。</u>					Ⅲ 各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準 <u>条例第9条第2項各号に定める当該各区域の土地利用の方針及び目指すべき方向に即し、条例第8条第1項第3号に定める各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準を次のとおり定める。</u> 市内で行う開発事業は、<u>当該各区域の区分に応じ以下各号に定めるものを建築等又は建設等する事業、既存の建築物等の用途を当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものに変更する事業、当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものの用に供する土地として当該土地の区画形質を変更する事業、その他当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものを目的として土地利用を変更する事業のいずれかに適合するものでなければならない。</u>				
1 拠点市街区域 (1) 用途地域が指定されている地区（豊科拠点地区・穂高拠点地区） <u>次のいずれかに該当するもの</u> ア <u>建築等開発事業又は建築物の用途を変更する開発事業で、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u>					1 拠点市街区域 (1) 用途地域が指定されている地区（豊科拠点地区・穂高拠点地区） ア <u>都市計画法上の開発行為に該当し、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u>				

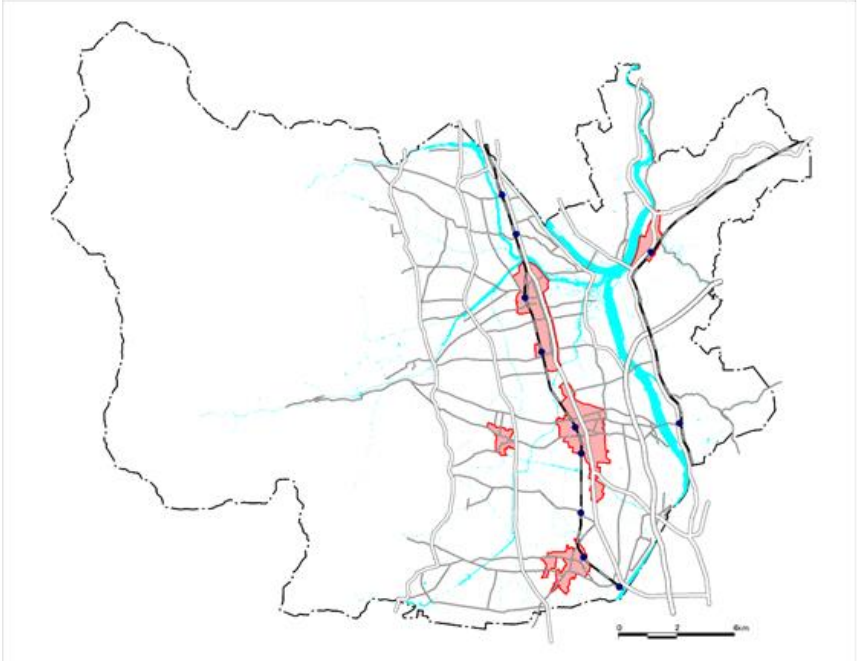
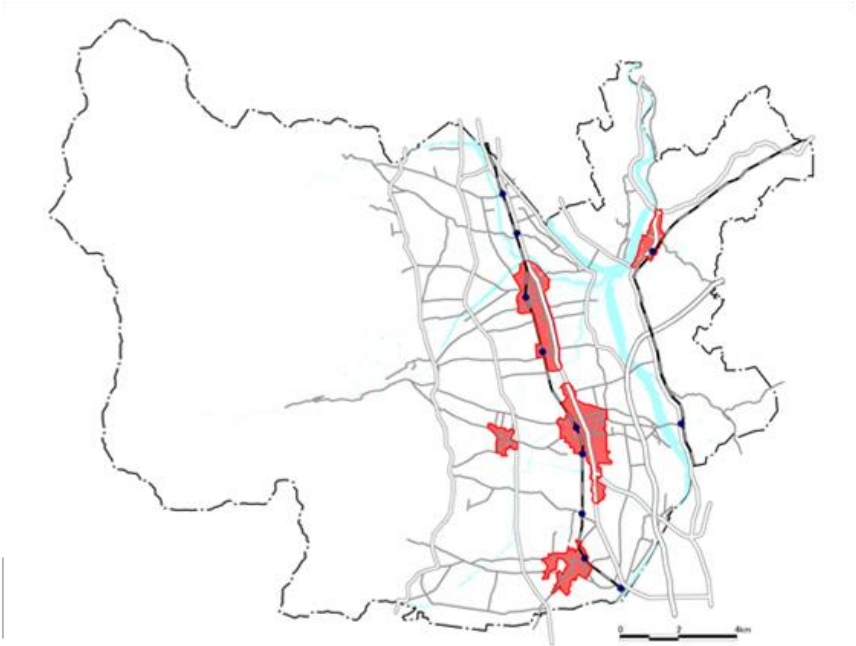
新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
イ <u>駐車場又は駐輪場（いずれも建築物の建築を伴わないものに限る。）で、敷地面積が 3,000 m²以下のもの</u> ウ <u>洗車場、資材等保管施設その他これらに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 法第 9 条第 1 項から第 4 項又は同条第 8 項に定める用途地域の区域内でないこと。</u> <u>(イ) 敷地面積が 1,000 m²以下であること。</u> エ <u>太陽光発電施設その他これに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 法第 9 条第 1 項から第 4 項又は同条第 8 項に定める用途地域の区域内でないこと。</u> <u>(イ) 敷地面積が 200 m²以下であること。</u> オ 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20m 以下のもの (2) <u>準用途地域が指定されている</u> 地区（三郷拠点地区・堀金拠点地区・明科拠点地区） <u>次のいずれかに該当するもの</u> ア <u>建築等開発事業又は建築物の用途を変更する開発事業で、次の各号に掲げる準用途地域の区分に<u>応じ</u>、当該各号に定める基準（本計画において具体的な数値の定めがない基準で、建築基準法<u>その他の法令に定められた基準</u>については、当該法令で定められた基準）に適合しているもの</u> (ア) 第 1 種低層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（い）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (イ) 第 2 種低層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（ろ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (ウ) 第 1 種中高層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（は）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次</u>	イ <u>駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設</u>で、敷地面積が <u>1,000 m²以下のもの</u> ウ 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20m 以下のもの (2) 用途地域が指定されていない地区（三郷拠点地区・堀金拠点地区・明科拠点地区） ア <u>都市計画法上の開発行為に該当するもの</u> 次の各号に掲げる準用途地域^{註1}の区分に<u>応じて</u>、当該各号に定める基準（本計画において具体的な数値の定めがない基準で、建築基準法<u>その他に別に定めがある場合は、その基準</u>）に適合しているもの (ア) 第 1 種低層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（い）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件 a～e をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）</u> （略） (イ) 第 2 種低層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（ろ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件 a～e をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）</u> （略） (ウ) 第 1 種中高層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第 2（は）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (エ) 第2種中高層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（に）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (オ) 第1種住居地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（ほ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (カ) 準住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（と）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (キ) 近隣商業地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（り）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） (ク) 準工業地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（る）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件の全てを満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じるものとする。）</u> （略） イ 駐車場又は駐輪場（いずれも建築物の建築を伴わないものに限る。）で、敷地面積が <u>3,000 m²以下のもの</u> ウ <u>洗車場、資材等保管施設その他これらに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) ア(ア)～(エ)に定める準用途地域の区域内でないこと。</u> <u>(イ) 敷地面積が1,000 m²以下であること。</u>	<u>の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） (エ) 第2種中高層住居専用地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（に）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） (オ) 第1種住居地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（ほ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） (カ) 準住居地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（と）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） (キ) 近隣商業地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（ち）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） (ク) 準工業地域に準ずる地域 建築基準法別表第2（ぬ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、<u>次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法のその他に定める規定に準じる）</u> （略） イ <u>駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設</u>で、敷地面積が <u>1,000 m²以下のもの</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>エ</u> <u>太陽光発電施設その他これに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) ア(ア)～(エ)に定める準用途地域の区域内でないこと。</u> <u>(イ) 敷地面積が200㎡以下であること。</u> <u>オ</u> 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが20m以下のもの 拠点市街区域の範囲 	<u>ウ</u> 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが20m以下のもの 拠点市街区域の範囲 

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
2 準拠点市街区域 <u>次のいずれかに該当するもの</u> (1) <u>建築等開発事業又は建築物の用途を変更する開発事業で、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u> (2) <u>駐車場又は駐輪場（いずれも建築物の建築を伴わないものに限る。）で、敷地面積が 3,000 ㎡以下のもの</u> (3) <u>洗車場、資材等保管施設その他これらに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 法第9条第1項から第4項又は同条第8項に定める用途地域の区域内でないこと。</u> <u>イ 敷地面積が 1,000 ㎡以下であること。</u> (4) <u>太陽光発電施設その他これに類するもので、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 法第9条第1項から第4項又は同条第8項に定める用途地域の区域内でないこと。</u> <u>イ 敷地面積が 200 ㎡以下であること。</u> (5) <u>鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20 m以下のもの</u>	2 準拠点市街区域 (1) <u>都市計画法上の開発行為に該当し、かつ、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u> (2) <u>駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設</u>で、敷地面積が <u>1,000 ㎡以下のもの</u> (3) <u>鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20 m以下のもの</u>
3 田園居住区域 (1) 住宅 <u>次のいずれかに該当するもの</u> ア 農家住宅又は分家住宅で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>専用住宅</u>で、<u>次の要件の全てを満たしているもの（条例の施行日前に農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定による許可（農林漁業の用に供する建築物の建築を目的とした許可、建築物の建築を伴わない農地の転用を目的とした許可及び一時的な農地の転用を目的とした許可を除く。）を受けた土地の全部を一の建築物の敷地として使用するときは、次の(イ)及び(ウ)の要件を満たしているもの）</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 250 ㎡以上であること。	3 田園居住区域 (1) 住宅 ア 農家住宅^{註2}又は分家住宅^{註3}で、<u>次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>戸建住宅</u>で、<u>次の要件(ア)～(ウ)（条例の施行日前に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定により許可を受けた土地にあっては、単独の戸建住宅の建築等に限り(イ)、(ウ)）をすべて満たしているもの</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 250 ㎡以上であること。

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
(イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (ロ) 建築物の高さが 12m以下であること。 <u>ウ 兼用住宅で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> <u>(イ) 業務の用に供する部分の用途が(2)ア、(3)ア又は(4)アで掲げるもの若しくは建築基準法施行令第 130 条の 3 各号に掲げるものであること。</u> <u>エ 併用住宅で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> <u>(イ) 業務の用に供する部分の用途が(2)ア、(3)ア又は(4)アで掲げるものであること。</u> <u>(ロ) 業務の用に供する部分の用途が店舗等又は事務所等であるときは、敷地面積が用途、業種に応じ、(2)イ又は(3)イに定める敷地面積以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> <u>(エ) 業務の用に供する部分の用途が店舗等又は事務所等であるときは、業務の用に供する部分の床面積が、用途、業種に応じ、(2)ウ又は(3)ウで定める延床面積以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>オ 共同住宅、長屋住宅、寄宿舍、寮、下宿で、次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 (2) <u>店舗等</u> <u>主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。</u> <u>(ア) 一般飲食業、小売業（飲食料品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳、その他日用品）、銀行の支店その他これらに類するもの</u>	(イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (ロ) 建築物の高さが 12m以下であること。 <u>ウ 共同住宅、長屋、寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 (2) <u>業務・商業施設</u> <u>店舗、事務所等で、次の要件ア～カをすべて満たしているもの</u> <u>ア 次のいずれかの事業又は施設に該当していること。</u> <u>(ア) 一般飲食業、飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
(イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>損保代理店、宅地建物取引業の営業所、塾その他これらに類するもの</u> イ 敷地面積が概ね 1,000 ㎡以下（<u>ア(イ)</u>の事業に該当する場合は概ね 3,000 ㎡以下）であること。<u>ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> ウ 建築物の延床面積が概ね 300 ㎡以下（<u>ア(イ)</u>の事業に該当する場合は概ね 1,000 ㎡以下）であること。<u>ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 オ 建築物の高さが 12m以下であること。 (3) 事務所等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な事務所等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 税理士事務所、建築士事務所、情報通信業、農林漁業団体事務所その他これらに類するものであること</u> <u>イ 敷地面積が概ね 1,000 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> <u>ウ 建築物の延床面積が概ね 300 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>オ 建築物の高さが 12m以下であること。</u> (4) 公共公益施設 <u>次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 次のいずれかの施設に該当すること。</u> <u>(イ) 教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの（大学、高等専門学校、専修学校等を除く。））</u> <u>(イ) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその</u>	(イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾等^{注4}</u> イ 敷地面積が概ね 1,000 ㎡以下（<u>上記アの(イ)</u>の事業に該当する場合は概ね 3,000 ㎡以下）であること。 ウ 建築物の延床面積が概ね 300 ㎡以下（<u>上記アの(イ)</u>の事業に該当する場合は概ね 1,000 ㎡以下）であること。 エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 オ 建築物の高さが 12m以下であること。 <u>カ 居住部分を併用する場合は、(1)イの(イ)～(ウ)（条例の施行日前から存在する単独の戸建住宅の敷地内に限り(イ)、(ウ)）の要件すべてを満たしていること。</u> (3) 公共公益施設 <u>公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの</u> <u>ア 次のいずれかの施設に該当すること。</u> <u>幼稚園、小学校及び中学校^{注5}、保育所等^{注6-1}、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設^{注6-2}、診療所^{注7}、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並</u>

変更後	変更前
<u>他これらに類するもの（特別養護老人ホーム以外の居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。）</u> <u>(ウ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(エ) 児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(オ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(カ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの（病院を除く。））</u> <u>(キ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの）</u> イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 ウ 建築物の高さが 12m以下であること。	<u>びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設^{注 8}、地区集会所等^{注 9-1}、障害福祉サービス等に供する施設^{注 9-2}、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設^{注 9-3}</u> イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 ウ 建築物の高さが 12m以下であること。
<u>(5) 工場・事業所等</u> <u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する工場、事業所等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）、建設業、電気・ガス・熱供給・水道設備業、コインランドリーその他これらに類するものであること。</u> <u>(イ) 敷地面積が概ね 3,000 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> <u>(ウ) 延床面積が 1,000 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>(エ) 高さが 12m以下であること。</u> <u>(オ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%以下であること。</u> <u>イ 市内又は隣接自治体で産出される原料や農林水産物を使用する製造業で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 食品製造業、野菜・果実缶詰製造業、精穀・製粉業、製材業その他これらに類するものであること。</u>	

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>(イ) 敷地面積が概ね 3,000 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> <u>(ウ) 延床面積が 1,000 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>(エ) 高さが 12m以下であること。</u> <u>(オ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%以下であること。</u> (6) その他 ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 高さが12m以下であること。 (イ) 敷地面積が500㎡以下であること。 (ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 太陽光発電施設<u>その他これに類するもの</u>で、敷地面積が 200 ㎡以下のもの	(4) その他 ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、<u>次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 高さが12m以下であること。 (イ) 敷地面積が500㎡以下であること。 (ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの
4 田園環境区域 (1) 住宅 <u>次のいずれかに該当するもの</u> ア 農家住宅又は分家住宅で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>専用住宅</u>で、<u>次の要件の全てを満たしているもの（条例の施行日前に農地法第 4 条又は第 5 条の規定による許可（農林漁業の用に供する建築物等の建築を目的とした許可、建築物の建築を伴わない農地の転用を目的とした許可及び一時的な農地の転用を目的とした許可を除く）を受けた土地の全部を一の建築物の敷地として使用するとき、は、次の(ウ)及び(エ)の要件を満たしているもの）</u> (ア) 1 戸当りの敷地面積が概ね 300 ㎡以上であること。 (イ) <u>基本集落等以外の土地が概ね 1,000 ㎡以下であること。</u> (ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。 (オ) 開発事業地が<u>次のいずれかに該当すること。</u>	4 田園環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、<u>次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>戸建住宅</u>で、<u>次の要件(ア)～(オ)（条例の施行日前に、農地法第 4 条又は第 5 条の規定により許可を受けた土地にあっては、単独の戸建住宅の建築等に限り(ウ)、(エ)）をすべて満たしているもの</u> (ア) 1 戸当りの敷地面積が概ね 300 ㎡以上であること。 (イ) 開発事業面積が概ね 1,000 ㎡以下 <u>（基本集落内の開発事業地を除く。）</u> (ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。 (オ) 開発事業地が<u>基本集落内に</u>あること、又は基本集落等^{注10}及び道路^{注11}

変更後	変更前
a <u>基本集落内であること。</u> b <u>3辺接続していること。</u> ウ <u>兼用住宅で、次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) <u>当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> (イ) <u>業務の用に供する部分の用途が(2)ア、(3)ア又は(4)アに掲げるもの若しくは建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるものであること。</u> エ <u>併用住宅で、次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) <u>当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> (イ) <u>業務の用に供する部分の用途が(2)ア、(3)ア又は(4)アに掲げるものであること。</u> (ウ) <u>業務の用に供する部分の用途が店舗等又は事務所等であるときは、敷地面積が用途、業種に応じ、(2)イ又は(3)イに定める敷地面積以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> (エ) <u>業務の用に供する部分の用途が店舗等又は事務所等であるときは、業務の用に供する部分の床面積が、用途、業種に応じ、(2)ウ又は(3)ウで定める延床面積以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> オ <u>寄宿舍、寮、下宿で、次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) <u>市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む）のものであること。</u> (イ) <u>建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> (ウ) <u>建築物の高さが10m以下であること。</u> (エ) <u>通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であること。</u> (オ) <u>開発事業地が次のいずれかに該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> a <u>基本集落内又は産業集積地内であること。</u> b <u>3辺接続していること。</u> c <u>産業集積地に隣接していること。</u>	<u>に接続^{注12}していること。</u> ウ <u>寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの</u> (ア) <u>市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。</u> (イ) <u>建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> (ウ) <u>建築物の高さが10m以下であること。</u> (エ) <u>基本集落内若しくは産業集積地^{注13}内にいること、又は基本集落等に接続若しくは産業集積地に隣接していること。</u>
(2) 店舗等	(2) 業務・商業施設

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。 (ア) <u>一般飲食業、小売業（飲食料品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳、その他日用品）、銀行の支店その他これらに類するもの</u> (イ) <u>理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、損保代理店、宅地建物取引業の営業所、塾その他これらに類するもの</u> イ 敷地面積が概ね 500 ㎡以下（<u>ア(ア)</u>）の事業に該当する場合は概ね 1,500 ㎡以下）であること。<u>ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。</u> ウ 建築物の延床面積が概ね 200 ㎡以下（<u>ア(ア)</u>）の事業に該当する場合は概ね 300 ㎡以下）であること。<u>ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 オ 建築物の高さが 10m以下であること。 カ <u>開発事業地が次のいずれかに該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合については、この限りでない。</u> (ア) <u>基本集落内又は産業集積地内であること。</u> (イ) <u>基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であること。</u> (3) 事務所等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な事務所等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> ア <u>税理士事務所、建築士事務所、情報通信業、農林漁業団体事務所その他これらに類するものであること</u> イ 敷地面積が概ね 500 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない開発事業については、この限りでない。	<u>店舗、事務所等で、次の要件ア～キをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。 (ア) <u>一般飲食業、飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業</u> (イ) <u>理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾等</u> イ 敷地面積が概ね 500 ㎡以下（<u>上記アの(ア)</u>）の事業に該当する場合は概ね 1,500 ㎡以下）であること。 ウ 建築物の延床面積が概ね 200 ㎡以下（<u>上記アの(ア)</u>）の事業に該当する場合は概ね 300 ㎡以下）であること。 エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 オ 建築物の高さが 10m以下であること。 カ <u>基本集落内若しくは産業集積地内にあること、又は基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること。</u> <u>キ 新築の建築物で、居住部分を併用する場合は、(1)イの(ア)～(オ)（条例の施行日前から存在する単独の戸建住宅の敷地内に限り(リ)、(エ)）の要件すべてを満たしていること。</u>

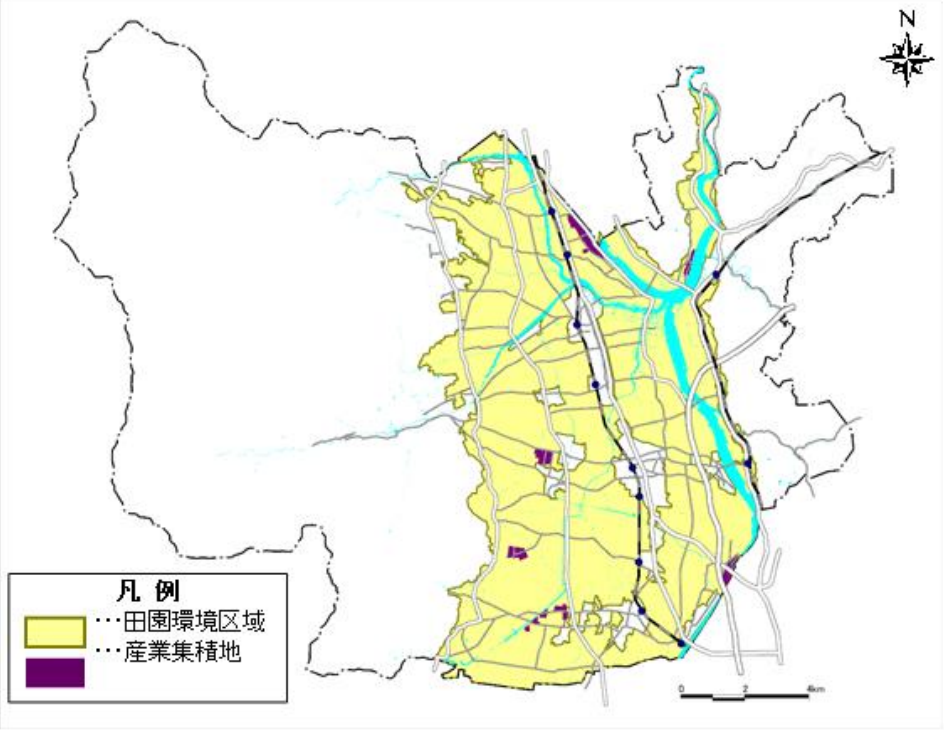
変更後	変更前
<u>ウ 建築物の延床面積が概ね 200 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>エ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>オ 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>カ 開発事業地が次のいずれかに該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>(ア) 基本集落内又は産業集積地であること。</u> <u>(イ) 基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であること。</u> <u>(4) 公共公益施設</u> 公共公益施設で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>(ア) 教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの（大学、高等専門学校、専修学校等を除く。））</u> <u>(イ) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの（特別養護老人ホーム以外の居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(ウ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(エ) 児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(オ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(カ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの（病院を除く。））</u> <u>(キ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの）</u> <u>イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>ウ 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>エ 開発事業地が次のいずれかに該当すること。ただし、増築又は改築を伴</u>	<u>(3) 公共公益施設</u> 公共公益施設で、<u>次の要件ア～エをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>幼稚園、小学校及び中学校、保育所等、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設、診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等、障害福祉サービス等に供する施設、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> <u>イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>ウ 基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること。</u> <u>エ 建築物の高さが 10m以下であること。</u>

変更後	変更前
<u>わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業については、この限りでない。</u> <u>(ア) 基本集落内であること。</u> <u>(イ) 基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であること。</u> <u>(5) 工場・事業所等</u> <u>ア 地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する工場、事業所等で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）、建設業、電気・ガス・熱供給・水道設備業、コインランドリーその他これらに類するものであること。</u> <u>(イ) 次のいずれかに該当すること。</u> <u>a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u> <u>b 既存工場敷地であること。</u> <u>c 基本集落等の既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件の全てを満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 5,000 ㎡以下かつ隣接する既存工場敷地の面積（複数の既存工場敷地のまとまりに隣接する場合又は複数の既存工場敷地に隣接する場合は、当該既存工場等の敷地面積を合算した面積。以下同じ。）を超えないこと。</u> <u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>d 基本集落内又は基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であつて、かつ次の要件の全てを満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 1,500 ㎡以下であること。</u> <u>(b) 延床面積が概ね 300 ㎡以下であること。</u> <u>(c) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>イ 市内又は隣接自治体で産出される原料や農林水産物を使用する製造業で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 食品製造業、野菜・果実缶詰製造業、精穀・製粉業、製材業その他これらに類するものであること。</u> <u>(イ) 以下のいずれかに該当すること。</u> <u>a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u>	<u>(4) 工業施設</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>b 既存工場敷地であること。</u> <u>c 既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件の全てを満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 5,000 m²以下かつ隣接する既存工場敷地の面積を超えないこと。</u> <u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>d 基本集落内又は基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であつて、かつ次の要件の全てを満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 1,500 m²以下であること。</u> <u>(b) 延床面積が概ね 300 m²以下であること。</u> <u>(c) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>ウ ア、イ以外の工場、事業所等で、次の要件の全てを満たしているもの。</u> <u>(ア) 以下のいずれかに該当すること。</u> <u>a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u> <u>b 既存工場敷地であること。</u> <u>c 既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件の全てを満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 5,000 m²以下かつ隣接する既存工場敷地の面積を超えないこと。</u> <u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(イ) 産業集積地内以外の土地で建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号又は第 3 号に該当する工場等を建築するときは、予定建築物の外壁又はこれに相当する工作物の外側から基本集落等（工場等の用に供されている土地及び工業地域又は工業専用地域の用途地域若しくは準用途地域を除く。）までの間に、概ね 50m以上の距離を確保すること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>(6) その他</u> <u>ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件の全てを</u>すべて満たしているもの <u>(ア) 高さが10m以下であること。</u> <u>(イ) 敷地面積が1,000m²以下であること。</u>	<u>工場、倉庫、事業所等で、次の要件ア、イをすべて満たしているもの</u> <u>ア 産業集積地内若しくは条例の施行日前から立地している工場の敷地内であること、又は産業集積地若しくは基本集落等の区域内の条例の施行日前から立地している工場、事業所等に隣接していること。</u> <u>イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>(5) その他</u> <u>ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて</u>満たしているもの <u>(ア) 高さが10m以下であること。</u> <u>(イ) 敷地面積が1,000m²以下であること。</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
(ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 圃場整備事業等により非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用するための施設で、<u>次の要件の全てを</u>満たしているもの (ア) 高さが10m以下であること。 (イ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 ウ 太陽光発電施設<u>その他これに類するもの</u>で、敷地面積が200㎡以下のもの 田園環境区域の範囲  ※田園環境区域の範囲は、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域、山麓保養区域、森林環境区域を除く行政区域の範囲とする。	(ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 圃場整備事業等により非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用するための施設で、<u>次の要件(ア)、(イ)をすべて</u>満たしているもの (ア) 高さが10m以下であること。 (イ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 ウ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの 田園環境区域の範囲  ※田園環境区域の範囲は、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域、山麓保養区域、森林環境区域を除く行政区域の範囲とする。
5 山麓保養区域 <u>次のいずれかに該当するもの</u> (1) 住宅	5 山麓保養区域 (1) 住宅

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
ア <u>専用住宅</u>で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 <u>(イ) 複数区画の土地の造成を伴う場合にあっては、敷地面積が概ね 1,000 m²以下であること。</u> (ウ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 40%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ <u>兼用住宅</u>で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 当該建築物を新築するときは、(1)アの要件を満たしていること。 <u>(イ) 業務の用に供する部分の用途が(2)ア又は(3)アで掲げるもの若しくは建築基準法施行令第 130 条の 3 各号に掲げるものであること。</u> ウ <u>併用住宅</u>で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 当該建築物を新築するときは、(1)ア(ア)及び(エ)の要件を満たしていること。 <u>(イ) 業務の用に供する部分の用途が(2)ア又は(3)アで掲げるものであること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。</u> エ 寄宿舍、寮、下宿で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。 (ウ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であるものであること。 (エ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 (オ) 建築物の高さが 10m以下であること (2) <u>店舗・商業施設</u> <u>主として観光や保養を目的とする店舗、施設等であって、次の要件の全てを満たしているもの</u> ア 一般飲食業種、小売業（観光土産品、地場産物）、宿泊施設、博物館（<u>動物園及び水族館を除く。</u>）その他これらに類するものであること。 イ 建蔽率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 ウ 建築物の高さが 10m以下であること。	ア <u>戸建住宅</u>で、<u>次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 <u>(イ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 40%以下であること。</u> <u>(ウ) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> イ 寄宿舍、寮、下宿で、<u>次の要件(ア)～(オ)をすべて満たしているもの</u> (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。 (ウ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であるものであること。 (エ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 (オ) 建築物の高さが 10m以下であること (2) <u>業務・商業施設</u> <u>観光や保養を目的とする施設で、次の要件ア～エをすべて満たしているもの</u> ア <u>次のいずれかの事業又は施設に該当すること。</u> <u>観光土産品小売業、地場産物小売業、一般飲食店、博物館^{注14}、宿泊施設^{注15}</u> イ 建蔽率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 ウ 建築物の高さが 10m以下であること。 エ <u>居住部分を併用する場合は、1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。</u>

変更後	変更前
(3) 公共公益施設 <u>次の要件の全てを</u>満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>(ア) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの（特別養護老人ホーム以外の居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(イ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(ウ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの（居住又は長期の入所を目的とする施設を除く。））</u> <u>(エ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの（病院を除く。））</u> <u>(オ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの</u> イ 建蔽率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 ウ 建築物の高さが 10m以下であること。	(3) 公共公益施設 公共公益施設で、<u>次の要件ア～ウをすべて</u>満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等、障害福祉サービス等に供する施設、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> イ 建蔽率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 ウ 建築物の高さが 10m以下であること。
6 森林環境区域 <u>次のいずれかに該当するもの</u> (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、<u>次の要件の全てを</u>満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ <u>専用住宅で、次の要件の全てを</u>満たしているもの (ア) 敷地面積が概ね 300 m²以上であること。 (イ) 開発事業面積が概ね 1,000 m²以下であること。 (ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。 ウ <u>兼用住宅で、次の要件の全てを</u>満たしているもの (ア) <u>当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> (イ) <u>業務の用に供する部分の用途が(2)アで掲げるもの又は建築基準法施行令第 130 条の 3 各号に掲げるものであること。</u>	6 森林環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、<u>次の要件(ア)、(イ)をすべて</u>満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ <u>戸建住宅で、次の要件(ア)～(エ)をすべて</u>満たしているもの (ア) 敷地面積が概ね 300 m²以上であること。 (イ) 開発事業面積が概ね 1,000 m²以下であること。 (ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
<u>エ 併用住宅で、次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>(ア) 当該建築物を新築するときは、(1)ア又は(1)イの要件を満たしていること。</u> <u>(イ) 業務の用に供する部分の用途が(2)アで掲げるものであること。</u> (2) 公共公益施設 <u>次の要件の全てを満たしているもの</u> <u>ア 次のいずれかの施設に該当すること。</u> <u>(ア) 医療機関（診療所その他これらに類するもの（病院を除く。））</u> <u>(イ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの）</u> <u>イ 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> <u>ウ 建築物の高さが10m以下であること。</u> (3) その他 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、<u>次の要件の全てを満たしているもの</u> ア 高さが10m以下であること。 イ 敷地面積が500㎡以下であること。 ウ 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。	(2) 公共公益施設 <u>診療所、地区集会所等で、次の要件ア、イをすべて満たしているもの</u> <u>ア 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> <u>イ 建築物の高さが10m以下であること。</u> (3) その他 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、<u>次の要件ア～ウをすべて満たしているもの</u> ア 高さが10m以下であること。 イ 敷地面積が500㎡以下であること。 ウ 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。
	<u>注釈 用語の定義等</u> (略)

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更後	変更前
附則 （略） <u>附 則（令和 7 年 12 月 xx 日改定）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 改定後の安曇野市土地利用基本計画の基準は、この計画の施行の日以後に条例第 18 条第 2 項の案が提出される開発事業に適用し、同日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。</u>	（略）
<u>資料</u> 用途地域又は<u>準用途地域</u>の建築物に係る制限の概要 （略）	<u>参考資料 1</u> 用途地域<u>（準用途地域）</u>内の建築物に係る制限概要 （略）